

堺北自推第965号  
令和5年2月3日

各 位

北区役所自治推進課長

防犯灯電気料金支援金に係る確認届等の送付について

本市では、防犯灯を維持管理する自治会等の申請に基づき、認定基準を満たした防犯灯を認定することにより、その防犯灯の電気料金を市が関西電力㈱に直接支払う認定防犯灯電気料金支援制度を実施しています。

この度、令和5年度へ向けた事業実施の更新手続きとして、「堺市認定防犯灯台帳確認届」(要綱様式第1号)をご提出いただく必要がございます。

現在認定されている認定防犯灯台帳と合わせて送付いたしますので、記載内容をご確認のうえ、同封の確認届を下記提出先へ郵送またはご持参いただけますようお願い申し上げます。

なお、確認届の申請人の内容に変更がある場合や、代表者等の変更が生じた場合については、同封の「代表者等変更届」のご提出をお願いいたします。(随時受付)

また、認定防犯灯台帳はお手元にて保管いただき、登録灯数に増減がある場合は、別途、手続きが必要となりますので、確認届を提出する前に下記までお問い合わせ下さい。

**確認届の提出期限：令和5年2月20日(月) 必着**

<提出先>

〒591-8021

堺市北区新金岡町5丁1番4号

北区役所 自治推進課 (担当 山中・早坂)

TEL：072-258-6779

FAX：072-258-6874

受付時間：9:00 ～ 17:30